

## —海外発生期—

海外発生期	・海外で新型インフルエンザが発生した状態。
-------	-----------------------

### 1 計画と連携

#### 〔相模原市の体制〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・世界保健機関（WHO）の宣言に基づき、ウイルスが確定次第速やかに、感染の国内まん延期に備え、市長を本部長とする「相模原市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進する。（市民局、関係部局）
- ・感染の国内まん延期に備え、予防対策、封じ込め対策などの強化のため、必要に応じて「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。（全部局）
- ・相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制の拡充を図るため「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。（健康福祉局）

#### 〔情報収集〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、政府における症例定義の決定情報等の新型インフルエンザに関する情報収集を行う。（健康福祉局）

#### 〔米軍との連携〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。（企画財政局、市民局、健康福祉局）

#### 〔行動計画の見直し〕

(感染まん延期)

- ・厚生労働省及び神奈川県における行動計画の見直しに関する情報収集を行い、これに合わせた相模原市の行動計画の見直しについて検討する。（全部局）

### 2 サーベイランス

(発生早期)

- ・ 新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。  
（健康福祉局）

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。  
（健康福祉局）

〔疑い症例調査支援システムの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔クラスターサーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのクラスターサーベイランスを実施する。（市民局、健康福祉局、教育局）

〔症候群サーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、患者の現状をリアルタイムに把握するための症候群サーベイランスを実施する。（健康福祉局）

〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを継続する。（健康福祉局）

〔予防接種副反応迅速把握システムの実施〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省が実施する、予防接種の副反応のリアルタイム把握に協力する。（健康福祉局）

〔その他〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。（健康福祉局）

### 3 予防と封じ込め

#### 〔出入国対策〕

##### ○発生国への不要不急の出国の自粛

(発生早期)

- ・市民に対し、発生国への不要不急の出国を自粛するよう注意喚起を行う。(健康福祉局)

(感染拡大期)

- ・市民に対して発生国への不要不急の出国を自粛するよう協力を求める。(健康福祉局)

(感染まん延期)

- ・市民に対し、不要不急の出国を自粛するよう協力を求める。(健康福祉局)

##### ○その他

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・検疫法に基づき、停留されないが、感染のおそれのある者として検疫所長から通知を受けた者の健康調査を行う。(健康福祉局)
- ・海外修学旅行実施校等に対し、発生国への渡航自粛や渡航国変更を要請する。(市民局、教育局)
- ・発生国からの留学生の受入自粛と、発生国への留学の自粛や留学先変更を要請する。(市民局、教育局)
- ・検疫所との連絡を密にし、検疫法に基づく隔離、停留等の措置に関する情報収集を行う。(健康福祉局)

#### 〔国内発生封じ込め〕

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・新型インフルエンザ感染を疑うに足る正当な理由のある者の健康調査を行い、外出自粛などの協力を求める。(健康福祉局)
- ・新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者の出席停止措置等の徹底について、各学校等に対し周知、要請する。(健康福祉局、教育局)
- ・学校等における新型インフルエンザ発生時の対応について、各学校で確立することを指示、要請する。(健康福祉局、教育局)
- ・発生国からの帰国者やその家族が通勤、通学を始めた場合に備え、事業者、教育

機関等に対し指導、相談等を実施する。（市民局、環境経済局、教育局）

- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。（企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局）

## 抗インフルエンザウイルス薬

### 〔抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握〕

（発生早期）

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向の把握に努める。（健康福祉局）

（感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握に努める。（健康福祉局）

### 〔抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬〕

（発生早期）

- ・ 医療機関等に対し、業務上、患者に濃厚接触した者で、ワクチンが未接種でかつ、十分な防御なく暴露した場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（健康福祉局）

## ワクチン

### 〔ワクチンの科学的知見の収集、整理〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 新しい分離ウイルス株を基にしたワクチン製造用候補株の見直し・開発や、パンデミックワクチンの生産の開始及び輸入ワクチンの確保の動向等に関する情報収集を行う。（健康福祉局）
- ・ ワクチン製造会社におけるプレパンデミックワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。（健康福祉局）

### 〔ワクチンの接種体制〕

## —海外発生期—

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・厚生労働省の定めるところにより、以下のように対応する。(健康福祉局)

(プレパンデミックワクチン)

- ・パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、緊急的に、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象にワクチン接種場所に配分し、本人同意の上でプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

(パンデミックワクチン)

- ・パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。
- ・パンデミックワクチンの接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、まず医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を対象に、本人同意の上で接種を行う。

[モニタリング]

(発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・接種の開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。(健康福祉局)

## 4 医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

(発生早期)

- ・厚生労働省における、新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、医療機関等に周知する。(健康福祉局)

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・厚生労働省における、ヒト—ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義及びその変更留意し、症例定義の変更があれば、随時修正を行い、医療機関に周知するとともに、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)

[疑い症例の診断]

(発生早期)

- ・患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する。(健康福祉局)
- ・医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう要請する。(健康福祉局)

〔疑い患者への対応〕

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう医療機関に周知し、各関係機関に情報提供を行う。(健康福祉局)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により患者(疑似症患者を含む。)となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告を行い、確定診断を行う。(健康福祉局)
  - 新型インフルエンザ疑い症例の検体を衛生試験所へ送付し亜型の検査を行う。

〔医療体制の確保〕

(発生早期)

- ・ 医療機関等に対し、発熱外来の設置準備を要請する。(健康福祉局)

(発生早期・感染拡大期)

- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)

〔抗インフルエンザウイルス薬の限定使用〕

(発生早期)

- ・ 医療機関に対して、通常のインフルエンザ患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する。(健康福祉局)

(感染拡大期・感染まん延期)

- ・ 新型インフルエンザによる感染の国内まん延期の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して要請する。(健康福祉局)

〔その他〕

(発生早期)

- ・ 感染の国内まん延期に備え、一時的遺体安置所として使用する場所を確認する。また、遺体の安置の取扱いについて遺族に配慮するとともに、安置時の季節等も勘案しながら、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。(健康福祉局)

(感染拡大期)

- ・ 厚生労働省の要請により、感染の国内まん延期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める。(健康福祉局)

## —海外発生期—

- ・感染の国内まん延期に備え、一時的遺体安置所の開設準備、インフルエンザに感染した遺体の移動や保管に要する資機材の確保等に対応するとともに、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する。(健康福祉局、市民局、環境経済局)

## 5 情報提供・共有

### 〔情報提供〕

#### ○広報担当の設置

##### (発生早期・感染拡大期)

- ・保健所長を広報担当(スポークスパーソン)とする。(健康福祉局)

##### (感染まん延期)

- ・保健所長を広報担当(スポークスパーソン)とする。ただし、状況等から対策本部長の発言が必要な場合においては、市長が広報担当(スポークスパーソン)となる。(市民局、健康福祉局)

#### ○広報、情報提供

##### (発生早期)

- ・新型インフルエンザ発生を受け、市民等への緊急メッセージを、臨時の視聴覚媒体による広報、ホームページ等で可能な限り多言語により発信する。以降も、ホームページの内容等について随時更新する。(企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)
  - 各国の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。
  - 広報担当(スポークスパーソン)から、新型インフルエンザが、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」として指定されたことを周知する。

##### (感染まん延期)

- ・随時、視聴覚媒体により市民へのメッセージを可能な限り多言語により発信するとともに、ホームページの内容等について更新する。(企画財政局、市民局、健康福祉局、教育局)
  - 各国の発生状況、38℃以上の発熱など感染が疑われる症状、対応措置について情報提供し、市民への注意喚起を行う。

##### (発生早期・感染拡大期・感染まん延期)

- ・新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
  - Q&A形式による情報提供

- 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当（スポークスパーソン）から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。（企画財政局、健康福祉局）

#### 〔相談窓口の設置〕

（発生早期）

- ・ 市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、国・県とも連携して適切な対応を図る。（健康福祉局）
- ・ 相模原市医師会等と調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。（健康福祉局）

#### 〔相談窓口における対応〕

（感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 引き続き、市民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対し相談窓口で対応するとともに、国・県とも連携して適切な対応を図る。（健康福祉局）
- ・ 引き続き、相模原市医師会等との連携調整のうえ、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置し対応する。（健康福祉局）

（感染まん延期）

- ・ 感染のまん延期に備えて、相談窓口を充実する。

#### 〔発熱相談センターの周知〕

（発生早期・感染拡大期・感染まん延期）

- ・ 「広報さがみはら」やポスター、ホームページのほか、各種メディアを活用して、新型インフルエンザへの感染を疑う者に対して、まず発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを、周知徹底する。（企画財政局、健康福祉局）